

みやま市総合市民センター(仮称)の愛称を募集します

問 教育総務課 施設係 (Tel.32-9027/ファクス32-9100)

みやま市総合市民センター(仮称)は、令和4(2022)年秋の開館に向けて建設中です。同センターは、体育館機能を兼ね備えた多目的ホールを有し、文化・芸術、スポーツ・健康、子育て支援の複合施設として運営されます。多様な人々が集い、市民活動の拠点施設として親しまれる愛称を募集します。

■応募期限
9月30日(木)

■はがきの場合は、当日消印有効

■応募方法
下記のはがきで郵送するか、市役所本庁2階総合窓口および各支所の市民サービス係に設置している応募箱に投函してください。ファクスでも応募できます。

■記入内容
総合市民センターの愛称、その理由、名前、住所、電話番号、年齢

※応募は1人につき1点とし、第三者の著作権・商標権を侵害しないもので、自作かつ未発表のものに限ります。

■選定方法
市、教育委員会、文化・スポーツ協会等団体代表により審査し決定します。

審査の結果は、広報みやま12月号で発表します。

※採用者に、みやまの特産品詰め合わせ(3万円相当)をプレゼントします。

※重複した場合は、抽選により決定します。

※採用された作品の著作権、商標権、その他一切の権利は市に帰属します。



■みやま市総合市民センター(仮称)完成予想図

令和3年8月豪雨災害被災者支援



写真=瀬高町女山

人的被害	軽傷1人
家屋被害	床上浸水10棟、床下浸水157棟
道路被害	損壊19か所、埋没1か所
橋梁被害	損壊1か所
河川被害	施設・設備損壊18か所
土砂災害	がけ崩れ43か所

※8月25日時点



市ホームページ

被災者支援に関する情報をお知らせします。各制度にはさまざまな条件があるため、詳しくはホームページで確認するか、それぞれの担当課へ問い合わせください。

証明書

り災証明書、被災証明書は各種支援の申請時に必要な場合があります。

■り災証明書

災害により被災した居住する住家の被害の程度を証明するもの。

■被災証明書

災害により建物や車両などに被害を受けたことを証明するもの。

問 税務課 資産税係 (Tel. 64-1536)

見舞金

■災害見舞金(みやま市/福岡県)

住家の床上浸水以上の被害を受けたとき、または、重症のけがを負われたとき、見舞金を支給します。「り災証明書」や診断書が必要です。

問 福祉事務所 福祉総務・障がい福祉係 (Tel. 64-1518)

公共料金

■水道料金・下水道使用料の減免

「り災証明書」などの交付を受けたとき、水道は10月分・下水道は11月分を前年同月程度に減免します。※減免の申請は不要

問 上下水道課 庶務係 (Tel. 64-1533)

保育

■保育料の減免

災害により住宅などに著しい被害(全壊、半壊、床上浸水以上)を受けた場合、保育料の減免を受けることができます。

問 子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel. 64-1535)

住まい

■住宅の応急修理

「り災証明書」の交付を受け一定の条件を満たす住宅の応急修理を支援します。(詳細は市のホームページを参照) ※修理業者に依頼する前に必ず相談を

問 都市計画課 住宅政策係 (Tel. 64-1532)

税の減免や猶予など

■市県民税、国民健康保険税の減免

床上浸水による住宅などの被害の程度により市県民税、国民健康保険税の一部を減免します。

問 税務課 市民税係 (Tel. 64-1511)

■固定資産税の減免

所有する固定資産の被害の程度により固定資産税の一部を減免します。

問 税務課 資産税係 (Tel. 64-1536)

■市税の納税の猶予

災害により市税を一時に納付することが困難な場合、納税猶予を受け付けます。

問 税務課 収納係 (Tel. 64-1537)

■後期高齢者医療保険料および医療費の自己負担分の減免

住宅被害の程度により、保険料および医療費の自己負担分の減免を受けられる場合があります。

問 健康づくり課 医療係 (Tel. 64-1527)

■介護保険料および介護利用者負担の減免

「り災証明書」などにもとづき、介護保険料および介護サービス利用者負担の一部を減免します。

問 介護支援課 介護保険係 (Tel. 64-1555)

■国民年金保険料の免除・猶予など

納付が困難な場合、免除などの申請ができます。(追納しないと受給額は減額されます)

問 健康づくり課 国保年金係 (Tel. 64-1529) / 大牟田年金事務所 (Tel. 52-5294)

■国民健康保険被保険者の医療費の自己負担の減免

住宅被害(全壊、半壊、床上浸水以上)を受けた場合、医療費の自己負担金を一部減免できる場合があります。

問 健康づくり課 国保年金係 (Tel. 64-1529)

休日などにマイナンバーカードの受け取りができます

問 市民課 住民係 (Tel. 64-1513)

※市は、マイナンバーカードの交付を受けた人や新たにマイナンバーカードの交付を受ける人に市内の加盟店で使える「みやまイナ商品券」を5千円分配布しています。

マイナンバーカードの申請と受け取りが時間外(火曜と木曜)や日曜日にできます。(要電話予約。他の業務は行っておりません。)

■場所 市役所本庁のみ

■時間外開庁日時(平日のみ)
9月2日(木)~10月28日(木)の間の火曜と木曜、午後5時~7時

■休日開庁日
9月12日(日)、9月26日(日)、10月10日(日)、10月24日(日)
午前8時30分~12時15分、午後1時~午後5時

■事前に電話予約が必要です

予約電話番号 (Tel. 88・9737)

郵便はがき

8 3 5 8 7 9 0



差出有効期限
2021年9月30日まで
(切手不要)

(受取人)
みやま市瀬高町小川5番地
みやま市長 行
(教育総務課 施設係)

(キリトリ線)

住所:	
(フリガナ) 名前:	(年齢) 歳
☎	

